

○ふじみ野市談合情報等対応要領について（依命通達）

平成30年3月6日
通達ふ契第10001号

このことについて、下記のとおり対応要領を定めたので、入札等の談合情報又は談合疑義事実を得た場合の取扱いについては、これにより取り扱うよう、命により通達する。

追って、平成17年10月1日付け通達ふ管第1号（ふじみ野市談合情報対応要領）は、廃止されたものと承知されたい。

記

ふじみ野市談合情報等対応要領

（趣旨）

第1条 この要領は、市が締結する建設工事の請負、設計・調査・測量その他の業務委託及び物品の購入等（以下「建設工事等」という。）の契約に係る入札及び見積り（以下「入札等」という。）の適正を期するため、入札談合等の不正行為に関する情報（以下「談合情報」という。）又は入札談合等の不正行為を疑わせる事実（以下「談合疑義事実」という。）を得た場合の対応に関し必要な事項を定めるものとする。

（談合情報及び談合疑義事実の確認）

第2条 市が締結する建設工事等の契約に係る入札等について、談合情報に係る通報を受けた者は、通報者に対し、次に掲げる事項その他必要事項を確認し、直ちに談合情報調書（様式第1号）を作成し、契約主管課長へ送付するものとする。

2 契約主管課長は、報道等により談合情報を把握したときは、当該報道機関に対し、取材及び報道に関する活動に支障のない範囲で通報者の談合情報の出所を明らかにするよう要請するものとし、談合情報調書（様式第1号）を作成するものとする。

3 契約主管課長は、通報者が明らかなきときは、通報者に対し、情報内容の裏付け等の詳細を確認するものとする。

4 契約主管課長は、談合疑義事実を得たときは、談合疑義事実調書（様式第2号）を作成するものとし、以後の対応については、談合情報と同様に取り扱うものとする。

（談合情報等の報告）

第3条 契約主管課長は、談合情報又は談合疑義事実（以下「談合情報等」という。）を得たときは、速やかに談合情報調書（様式第1号）又は談合疑義事実調書（様式第2号）に関係書類を添えて、談合情報等の取得について（報告）（様式第3号）により契約主管部長に報告するものとする。

（信ぴょう性の判断）

第4条 契約主管課長は、談合情報を得たときは、当該入札又は契約に係る手続

を保留し、又は契約（見積りを含む。）を所管する課長等（以下「所管課長」という。）に契約事務を保留させ、ふじみ野市指名業者選定委員会規程（平成17年ふじみ野市訓令第45号）に定めるふじみ野市指名業者選定委員会（以下「指名委員会」という。）に、その信ぴょう性について諮るものとする。ただし、開札前に情報等を得たときは、開札後に指名委員会に諮るものとする。

2 開札の結果、談合情報に信ぴょう性がないと判断できる場合は、契約主管課長は、当該入札若しくは契約に係る手続を続行し、又は所管課長に契約手続を続行させるものとする。

（事情聴取）

第5条 契約主管課長は、談合情報に信ぴょう性がないと判断できないとき、又は談合疑義事実を得たときは、当該入札若しくは契約に係る手続を保留し、又は所管課長に契約手続を保留させ、速やかに事情聴取を行うものとする。

2 契約主管課長は、事情聴取を行うときは、原則として全ての入札参加業者又は見積業者（辞退者を含む。以下「入札参加業者等」という。）から聴取し、事情聴取書（様式第4号）を作成するものとする。

3 契約主管課長は、事情聴取に当たっては、原則として積算に使用した資料等の提出を求めるものとし、聴取内容及び提出された積算関係資料に疑義が残る場合は、必要に応じて再調査を行うものとする。

（談合情報等への対応）

第6条 契約主管課長は、談合情報等の対応について、必要に応じて顧問弁護士に法務相談を行った上で、指名委員会に諮り、次に掲げる措置を講ずるものとする。

（1）不正行為が確認できないと判断したときは、全ての入札参加業者等から誓約書（様式第5号）を提出させた後、当該入札若しくは契約に係る手続を続行し、又は所管課長に契約手続を続行させるものとする。

（2）不正行為が疑われると判断したときは、入札等を取りやめ、又は無効とし落札決定を取り消すものとする。

（3）不正行為の事実ありと判断したときは、前号の措置に加え、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）に定める告発を行うものとする。

（契約締結後に談合情報があった場合の措置）

第7条 契約主管課長は、契約締結後に談合情報があった場合は、契約締結前に談合情報を得た場合と同様に対応するものとする。ただし、前条第1号及び第2号の措置は、次のとおり対応するものとする。

（1）不正行為が確認できないと判断したときは、契約の相手方から誓約書（様式第5号）の提出を求め、契約を継続させる。

（2）不正行為が疑われると判断したときは、契約の解除を検討する。

（談合情報等に対する処理結果への報告）

第8条 契約主管課長は、談合情報等に対する処理結果について、速やかに、談

合情報等処理書（様式第6号）を作成し、指名業者一覧又は参加資格者一覧、談合情報調書（様式第1号）又は談合疑義事実調書（様式第2号）、事情聴取書（様式第4号）、誓約書（様式第5号）、入札金額見積内訳書、入札（見積）調書の写し、不正行為の裏付けとなる資料その他の関係資料を添えて、談合情報等に関する処理について（報告）（様式第7号）により契約主管部長に報告するものとする。

（談合情報等の公表）

第9条 契約主管部長は、談合に係る告発を行った場合、原則として当該談合に係る内容を公表するものとする。

（公正取引委員会への関係資料の送付）

第10条 契約主管部長は、第8条の規定による報告を受けたときは、同条の関係資料を談合情報に係る関係資料の送付について（通知）（様式第8号）により公正取引委員会事務総局審査局情報管理室長へ送付するものとする。

（警察への情報提供）

第11条 契約主管部長は、第8条の規定による報告を受けたときは、談合情報について明らかに信ぴょう性がないと認められる場合を除き、同条の関係資料を談合情報に係る関係資料の送付について（通知）（様式第8号）により所管の警察署長へ送付し、情報提供するものとする。

（その他）

第12条 この対応要領により難しい場合は、契約主管課長と協議を行うものとする。

様式第1号（第2条関係）

談 合 情 報 調 書

通報を受けた日時		年 月 日 () 午前・午後 時 分頃
通報を受けた職員		所 属
		職 ・ 氏 名
通 報 者	会社名（報道機関名等）	
	所 属 ・ 職 ・ 氏 名	
	連絡先住所・電話番号	
通 報 手 段		電話 F A X 書面 報道 その他 ()
談 合 情 報 の 内 容	入札対象工事等の名称	
	入札等日時・場所	年 月 日 () 午前・午後 時 分
	落札予定業者	
	落札予定金額	
	談 合 等 が 行われた日時	年 月 日 () 午前・午後 時 分頃
	談 合 等 が 行われた場所	
	談 合 等 に 関与した業者	
	談 合 等 の 方 法	
そ の 他		

様式第2号（第2条関係）

談 合 疑 義 事 実 調 書

事実を得た日時	年 月 日（ ）午前・午後 時 分頃	
談合があると疑うに足る事実を申し出た職員	所 属	
	職 ・ 氏 名	
入札対象工事等の名称		
入札等日時・場所	年 月 日（ ）午前・午後 時 分	
談合があると疑うに足る事実を得た根拠		

様式第3号（第3条関係）

年 月 日

部長 様

課長

談合情報等の取得について（報告）
入札談合等の不正行為に関する情報を取得しましたので、下記の資料を添えて報告します。

記

担当 :

様式第4号（第5条関係）

事 情 聴 取 書

事 情 聴 取 日 時	年 月 日 () 午前・午後 時 分から 時 分
事 情 聴 取 場 所	
入札対象工事等の名称	
事情聴取対象業者名	
事情聴取対象者名	役職 氏名
事情聴取者職・氏名	
事 情 聴 取 内 容 (例)	<p>① 貴社ではこの入札又は見積り（以下「入札等」という。）に関して、他社から談合の働きかけがありましたか。または、他社に対して談合の働きかけをしましたか。</p> <p>② 貴社ではこの入札等に際して、入札金額（見積額）の算定はどのような方法又は体制でおこないましたか。また、入札金額見積内訳書を求められたら提出できますか。</p> <p>③ 貴社では、談合等の不正行為の防止に対してどのように取り組んでいますか。</p> <p>④ 貴社は、この入札等に関して、談合等一切の不正行為をしていませんか。</p> <p>⑤ その他</p>

（注）この事情聴取書は、業者ごとに作成する。

様式第 5 号（第 6 条関係）

（単体用）

誓 約 書

ふじみ野市長 宛て

下記の入札又は見積りに関して、事前に談合等の不正行為をした事実がなかったことを誓約します。

また、当該入札又は見積りに関する談合等の不正行為の事実があったことが明らかとなった場合は、入札又は見積りを無効とされ、又は契約を解除されても異議を申し立てません。

なお、この誓約書の写しが公正取引委員会及び埼玉県警察に送付されても、異議はありません。

記

1 入札対象工事等の名称

2 入札（見積）執行日 年 月 日（ ）

年 月 日

所在地又は住所

商号又は名称

代表者氏名

（社印）

㊟

代理人役職名

代理人氏名

㊟

(共同企業体用)

誓 約 書

ふじみ野市長 宛て

下記の入札又は見積りに関して、事前に談合等の不正行為をした事実がなかったことを誓約します。

また、当該入札又は見積りに関する談合等の不正行為の事実があったことが明らかとなった場合は、入札又は見積りを無効とされ、又は契約を解除されても異議を申し立てません。

なお、この誓約書の写しが公正取引委員会及び埼玉県警察に送付されても、異議はありません。

記

1 入札対象工事等の名称

2 入札（見積）執行日 年 月 日（ ）

年 月 日

共同企業体の名称

代表構成員 所在地又は住所
商号又は名称 (社印)
代表者氏名 ㊟

構成員 所在地又は住所
商号又は名称 (社印)
代表者氏名 ㊟

構成員 所在地又は住所
商号又は名称 (社印)
代表者氏名 ㊟

代理人役職名
代理人氏名 ㊟

様式第6号（第8条関係）

談 合 情 報 等 処 理 書

入札対象工事等の名称	
入札等予定日時	年 月 日 () 午前・午後 時 分
入札等執行日時	年 月 日 () 午前・午後 時 分
通報を受けた日時	年 月 日 () 午前・午後 時 分
談合情報があった 期 (該当する番号に○印を 付ける。)	1 指名・公告前 2 入札（見積）日前 3 入札（見積）開始前 4 落札決定前 5 落札者決定後 6 仮契約後 7 契約後 8 着工後
談合情報等の内容	別紙談合情報調書のとおり（信ぴょう性： 有 ・ 無 ）
事 情 聴 取	未実施 実施（内容は別紙事情聴取書のとおり）
不正行為の事実の 有 無	有 ・ 無
処 理 経 過 ・ 結 果 (該当する番号に○印を 付ける。)	1 誓約書の提出 2 入札金額見積内訳書の提出 3 入札等の中断 4 入札等の中止 5 入札等の無効 6 契約の解除
特 記 事 項	

様式第7号（第8条関係）

年 月 日

部長 様

課長

談合情報等に関する処理について（報告）

入札談合等の不正行為に関する情報に関し処理しましたので、下記の資料を添えて報告します。

記

担当 :

様式第 8 号（第 1 0 条、第 1 1 条関係）

第 号
年 月 日

様

ふじみ野市長

印

談合情報に係る関係資料の送付について（通知）
入札談合等の不正行為に関する情報について、下記の資料を送付します。
記

担 当 :

電話番号 :